

## 保護地区区分と規制の内容について

特別名勝松島の指定範囲は大字で松島、高城、磯崎、手樽の4つの地域にかかっています。更にその区域の中でも特別保護地区、第1種保護地区など7つの保護地区区分に分かれており、取扱指針や許可権者が異なります。なお海上についても海面保護地区として指定範囲内に該当する場合がありますので、海上での工事をご計画の際もご相談下さい。

区 分	取 扱 指 針	許 可 権 者
特別保護地区	建築物の新築は認めない。既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める場合がある。	文化庁
1A	建築物の新築は認めない。既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
2A	建築物の新築、改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
1B	農林漁業用住宅、農林漁業用施設、分家住宅、民宿、住民が営む日常生活店舗等の新築及び既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	宮城県
1C	建築物の新築、改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
2B	建築物の新築、改築等は、特別名勝松島の保存に支障をきたすもの以外は認める。	
第3種	建築物の新築、改築等は、特別名勝松島の保存に大きく支障をきたすもの以外は認める。	

※ここでの「認める」は現状変更申請が不要であるという意味ではありません。

また、必ず許可を受けられることを保証するものではありません。

特別名勝松島の範囲や規制等に関するより詳しい内容については、「特別名勝松島保存管理計画」をご確認下さい。

# 景観配慮の考え方

以下は景観配慮の具体的な考え方の例です。

ここに示したものはあくまでも景観に配慮するための参考例として示すもので、現状変更等の許可の基準を示すものではありません。実際の現状変更等の計画・設計にあたっては、この項目を参考にしながらも、この例に限らず、特別名勝松島の風致景観と調和させるためのさらなる検討・工夫が望まれます。

## (1) 住宅の参考例

屋根等	<ul style="list-style-type: none"><li>・勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）で、適当な軒の出を有するもの。</li><li>・屋根勾配を4～5寸程度としたもの。</li><li>・和瓦葺もしくは金属板等の一文字葺きのもの。</li><li>・彩度・明度の低い黒、灰色、濃茶系色等の色彩の採用。</li></ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"><li>・和風建築の様式を継承した構造、形態、意匠のもの。</li><li>・外壁、建具等は自然素材を用いたもの。</li><li>・各層ごとに軒、庇を付けたもの。</li><li>・壁面を分節したもの。</li><li>・彩度・明度の低い灰色、濃茶系色、暗い黄土色等の色彩としたもの （自然素材を用いたものは除く）。</li></ul>
敷地	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内への植栽。</li><li>・敷地外周への生垣や木塀の設置。</li></ul>

## (2) 住宅以外の建築物の参考例

屋根等	<ul style="list-style-type: none"><li>・勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）で、適当な軒の出を有するもの。</li><li>・屋根勾配を4～5寸程度としたもの。</li><li>・和瓦葺もしくは金属板等の一文字葺きのもの。</li><li>・広大な単一面とならないように分節したもの。</li><li>・彩度・明度の低い黒、灰色、濃茶系色等の色彩のもの。</li></ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"><li>・広大な単一面とならないように分節したもの。</li><li>・各層ごとに軒、庇を付けたもの。</li><li>・外壁、建具等は自然素材を用いたもの。</li><li>・屋外設備の位置は、主要な展望地点から見えないよう配置を工夫したもの。</li><li>・彩度・明度の低い灰色、濃茶系色、暗い黄土色等の色彩としたもの （自然素材を用いたものは除く）。</li></ul>
敷地	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要な展望地点から見た場合に、建物の規模が小さく見えるよう配置や向きを工夫したもの。</li><li>・敷地内に植栽（在来種）を施したもの。</li><li>・敷地外周に生垣（在来種）や木塀を設置したもの。</li></ul>

### (3) 道路付帯施設の参考例

標識、照明、 ガードレール、 転落防止柵等	<ul style="list-style-type: none"><li>・濃茶系色等に色彩を統一したもの。</li><li>・照明、標識等を既設の施設に共架したもの。</li><li>・街路樹を植栽（松または在来種）したもの。</li></ul>
-----------------------------	---

### (4) 鉄塔、電柱、携帯電話基地局等の参考例

電柱	<ul style="list-style-type: none"><li>・色彩を濃茶系色としたもの。</li></ul>
地上機器	<ul style="list-style-type: none"><li>・色彩を濃茶系色としたもの。</li><li>・植栽などで目隠しを施したもの。</li></ul>
送電鉄塔	<ul style="list-style-type: none"><li>・ポール型鉄塔等を採用したもの。</li><li>・光沢を抑え、濃茶系色に着色したもの。</li><li>・鉄塔基部周辺に植栽（在来種）を施したもの。</li></ul>

### (5) 擁壁、法面保護の参考例

擁壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・高さを抑制したもの。</li><li>・自然素材を使用したもの、または表面処理を施したもの。</li><li>・ツタ類等（在来種）により表面を緑化したもの。</li><li>・擁壁の前面に植栽（在来種）を施したもの。</li></ul>
法面保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・ラウンディング等により周辺の地形との連続性を持たせたもの。</li><li>・在来種により表面緑化を施したもの。</li><li>・コンクリート材料を使用する場合、深緑色や濃茶系色等、周辺環境にあわせた着色を施したもの。</li></ul>

### (6) 護岸、岸壁、突堤、消波堤等の参考例

防波堤・護岸	<ul style="list-style-type: none"><li>・構造材、化粧材に自然石等を使用したもの。</li><li>・周辺に植栽を施したもの。</li></ul>
堤防・突堤	<ul style="list-style-type: none"><li>・緩傾斜護岸や潜堤、人工リーフなど形態等を工夫し、各施設の線形が自然曲線となるよう工夫したもの。</li><li>・自然素材を使用したもの、または表面処理を施したもの。</li></ul>
消波ブロック 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然石、もしくは自然石を利用した製品を使用したもの。</li><li>・コンクリート2次製品を使用する場合、単調な形態とならないよう製品選択や工法を工夫したもの。</li></ul>

(7) 標識・サイン、碑・像等の参考例

標識・サイン類	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然素材を活用したもの。</li><li>・形態、意匠、素材及び色彩等に指定地内で統一性を持たせたもの。</li><li>・アクセントカラーとして彩度や明度の高い色を使用する場合、サイン全体に占める割合を小さく抑えたもの。</li></ul>
碑・像	<ul style="list-style-type: none"><li>・散在しないように設置位置を選定したもの。</li><li>・周囲に植栽等で目隠しを施したもの。</li></ul>

(8) その他諸施設の参考例

駐車場	<ul style="list-style-type: none"><li>・外周に植栽等で目隠しを施したもの。</li><li>・舗装に自然素材や落ち着いた色彩を採用したもの。</li></ul>
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"><li>・落ち着いた色彩にするなどし、指定地内で統一性を持たせたもの。</li><li>・木製格子などで修景措置をしたもの。</li></ul>
遊歩道	<ul style="list-style-type: none"><li>・舗装する場合は自然素材を活用したもの。(石敷き、ウッドチップなど)</li><li>・手すり等の付帯施設は自然素材を活用したもの。また、金属製とする場合は光沢のないもので、濃茶系色等自然と調和した色彩のもの。</li></ul>